

現在の治安維持法 共謀罪 とめめる 銀座 デモ

6月11日
日曜日
AM 10:30 集合
桜田公園

(港区新橋3丁目16-15)
(JR新橋駅烏森口すぐ)

10時50分 銀座～東京駅に向かってデモ



国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動
(事務局) 千葉市中央区要町2-8 DC会館内 電話 043 (222) 7207
(東京連絡先) 全国労組交流センター東京地方協議会 東京都台東区元浅草
2-4-10 五宝堂ビル5F 電話 03 (3845) 7461

共謀罪

謀罪の法案の強行採決が狙われています。現在の治安維持法です。国鉄1047名解雇撤回闘争を闘う国鉄闘争全国運動。

11全国集会に先立ち午前中に共謀罪反対銀座デモを行います。大結集を訴えます。

安倍政権は、「重大な犯罪を目的とする組織的犯罪集団に限定」「一般の人は対象にならない」と説明していますが全くのウソです。そもそもそれを判断するのは警察権力なのです。警察が「犯罪目的の団体だ。組織的犯罪集団だ」と判断すれば実行行為も準備行為がなくても捜査・逮捕の対象なのです。

実際、法務大臣は、「もともと正当な活動を行っ

ていた団体も犯罪目的の団体に一変した場合には組織的犯罪集団」それを判断する主体は捜査機関」と明言しています。

計画の具体性・現実性や準備行為の要件も必要とせず、日時や場所を特定しなくても、「共謀した事実」さえ証明されれば良いといっています。

「共謀した事実」をどう捜査するか。共謀段階で事態をつかむには、日常的な盗聴や通信傍受が不可欠となります。警察権力は自由に盗聴・監視を行い、それを使って「組織的犯罪集団だ」「共謀した」準備行為だと言いがかりをつけ、誰でも「犯罪者」に仕立て上げ、逮捕・拘束もできるようになっています。まさに現在の治安維持法です。

労働運動の弾圧が真の目的

安倍政権は、「テロ対策」「この法律がなければ

オリンピックを開けない」と説明していますが、目的は明らかに労働組合や市民運動団体への弾圧です。共謀罪は労働組合にとって死活問題です。今でも労働争議や座り込みで弾圧が加えられています。共謀罪ができれば、組合が闘争方針を決定した時点で刑事罰の対象にされかねません。

共謀罪は改憲・戦争と一体で、「思想・信条の自由」などの憲法の規定に明らかに違反し、あらゆる人びと戦争に反対できなくさせる。朝鮮半島をめぐる戦争情勢と一体で準備されています。

国鉄闘争
全国運動
6・11全国集会

2017年6月11日(日)午後1時
江戸川区総合文化センター大ホール
東京都江戸川区中央4-14-1

戦前の治安維持法は当初、「労働運動や市民運動、研究者には関係ない」と言われてきましたが実際にはすべてが治安維持法によって弾圧の対象になりました。この歴史を絶対に繰り返してはならない。戦争への道は止めなければならない。共謀罪の成立を阻止しよう！